

一者応札・応募事案フォローアップ票(令和6年度分)

法 人 名	独立行政法人国際交流基金	
入 札 及 び 契 約 方 式	一般競争(総合評価)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和6年度日本語パートナーズ派遣事業 感謝状贈呈式に係る業務委託契約	
契 約 締 結 日	令和6年7月10日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社イー・シー	
入 札 経 緯 及 び 結 果	令和6年5月28日 入札公告 令和6年6月3日 仕様書に係る質問受付締切 令和6年6月7日 入札参加希望届及び業務提案書等提出締切 令和6年6月14日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	①前回は式典開催日の候補日を1日のみとしたが、今回は2日に増やした。 ②前回は飲食の提供を必須業務としたため実質的にホテルのみが会場候補となったが、今回は飲食の提供は必須とせずJFがケータリング会社等に別発注することも可とすることで、ホテルだけでなく大型の貸会議室も参加できるようにした。
②業務等準備期間の十分な確保	○	前回よりも入札公示日を約1か月半早期化し、落札後、式典当日までの準備期間を十分確保した。(前回公示日は7月11日、今回公示日は5月28日)
③公告期間の見直し	○	前回は入札公示日から開札日までの期間が60日間だったが、公告期間中に他社に契約され会場の空きがなくなるリスクを回避するため、今回は公告期間を17日間に短縮した。
④公告周知方法の改善	○	複数の会場候補(ホテル・会議室)に空きがあることを確認したうえで入札を公示し、公示日に入札参加の可能性があると考えられる複数の業者に入札を案内した。
⑤電子入札システムの導入	—	—
⑥業者等からの聴き取り	○	入札に関心を寄せた企業3者にアンケートを行ったところ、「採算が見込めない」、「人員確保が困難」、「入札公告～応札までの期間が短い」などの回答が得られた。(前回のように入札期間を長くすると公告期間中に空きがなくなるリスクがあるが、今回のように公告期間を短くすると人員確保が困難となるリスクがある。)
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
①入札公示日の更なる早期化を目指す、②候補日を2日から3日に増やす、③仕様書で定める飲食の単価上限額(令和6年度は食事5000円/人、ドリンク3000円/人)の見直し、④公告期間の見直し(次回は1か月程度を目安に設定予定)		
契約監視委員会のコメント		
基金の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
渡邊一弘委員、宮本和之委員、山本裕子委員、井澤めぐみ委員		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募事案フォローアップ票(令和6年度分)

法 人 名	独立行政法人国際交流基金	
入 札 及 び 契 約 方 式	一般競争(総合評価)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	第53回日本語パートナーズ派遣前研修 現地語研修に係る業務委託契約	
契 約 締 結 日	令和6年4月5日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社パークレーハウス	
入 札 経 緯 及 び 結 果	令和6年1月22日 入札公告 令和6年2月7日 仕様書に係る質問受付締切 令和6年3月8日 入札参加希望届及び業務提案書等提出締切 令和6年3月29日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	これまで、コーディネーターを研修期間中常駐としていたが、第1週及び最終第4週のみ常駐、第2～3週は週2回の来訪で可とする条件に緩和
②業務等準備期間の十分な確保	○	公示日から業務開始まで4か月程度、開札から業務開始まで1.5か月程度を確保
③公告期間の見直し	○	提案書締切まで1か月以上、入札まで2か月以上を確保
④公告周知方法の改善	○	年度当初からのWebサイトでの公告に加え、過去に問い合わせのあった業者への通知を行い、また、提案書〆切前にも再度通知
⑤電子入札システムの導入	×	
⑥業者等からの聴き取り	○	提案書類を入手したものの入札不参加となった業者に入札実施後アンケートを実施
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
第54回、第55回についても、引き続き上記の取り組みを続けた結果、新規業者を含む複数業者による提案書提出、入札参加が行われた。		
契約監視委員会のコメント		
基金の取組は妥当であるとする。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
渡邊一弘委員、宮本和之委員、山本裕子委員、井澤めぐみ委員		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。